

件名	首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝 I C～東金 J C T 間道路詳細設計
----	---------------------------------------

番号	質問分類（選択）	質問対象（選択）	質問箇所	質 問 事 項	回答（発注者使用欄）
1	質問書A(申請書等に関する質問)	入札公告（説明書）※プロポーザル方式適用工事等の場合は技術提案書に係る評価項目、評価基準に関する部分を除く）	競争参加資格要件等一覧表 参加表明者に求める事項 同種業務	企業に求める同種業務に於いて、I 期線完了後の 2 期線の道路詳細設計（2 車線から 4 車線への拡幅）を行っている業務があるのですが、テクリス登録の業務段階 1 では「現道拡幅」ではなく「道路」となっています。この場合、同等の契約実績となりますでしょうか。また、テクリスの登録実績以外に、現道拡幅であることを証明する資料の提出は必要になりますでしょうか。	技術資料作成説明書5. (1) 証明資料②において、『登録内容確認書では、同種業務の実績及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」で同種業務の実績に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出すること』としております。テクリスのみで現道拡幅であることが証明できない場合は、上記に示す証明資料についても提出をお願いします。